

社会全体で あなたの学びを 支えます



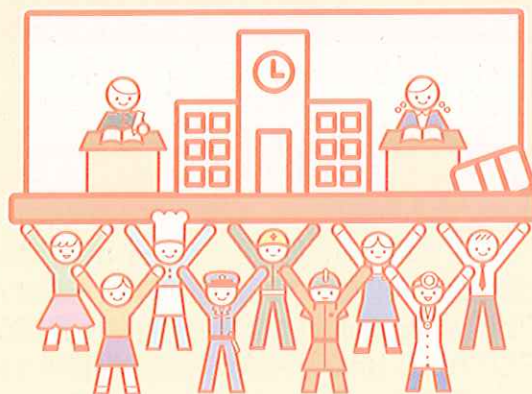
高等学校等就学支援金制度

平成22年4月スタート!



高等学校等就学支援金制度の趣旨

家庭の状況にかかわらず、
全ての意志ある高校生等が
安心して勉学に打ち込める社会を
つくるため、国の費用により、
国立・私立高校等の生徒の
授業料に充てる高等学校等就学
支援金を創設し、家庭の教育費
負担を軽減します。



高等学校等就学支援金の支給額は、月額9,900円（年額118,800円）です。
また、保護者の所得によって、さらに加算される場合があります。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

文部科学省 高校無償化

検索

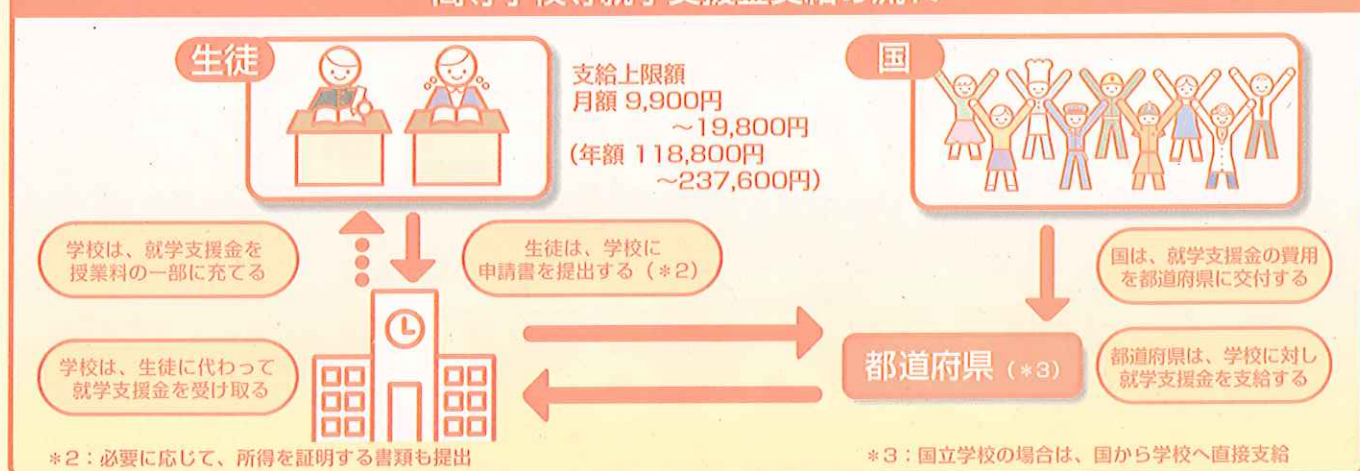
高等学校等就学支援金の支給対象者

国立・私立高等学校（全日制、定時制、通信制）及び下記の学校に在学する方が対象になります。

- ▶ 国私立中等教育学校の後期課程
- ▶ 国私立特別支援学校の高等部
- ▶ 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る）
- ▶ 専修学校などのうち、高等学校の課程に類する課程を置くもの*1

*1：対象となる学校については、文部科学省令で定めることとなります

高等学校等就学支援金支給の流れ



高等学校等就学支援金制度

Q & A



Q1. 本制度の実施により、どのような効果を期待しているのですか？

社会全体の負担により生徒のみなさんの学びを支えることを通じて、将来、みなさんが我が国社会の担い手として広く活躍されることを期待しています。

Q2. 就学支援金は、誰が受け取るのですか？

学校が、生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。なお、学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人（保護者）が負担する必要がありますが、具体的な取扱いは学校によって異なりますので、学校からの説明をよく聞いて下さい。

Q3. 制度の対象となるのは授業料のみですか？

学校が就学支援金を充てることができるのは、正規の生徒の授業料のみです（科目履修生・聴講生は対象ではありません）。入学金、教科書代や修学旅行費等、授業料以外の学費は対象とはなりません。

Q4. 所得や年齢による制限はありますか？

所得や年齢による制限はなく、対象となる学校に在学する生徒に対して月額9,900円（年額118,800円）を限度として支給されます（公立高校生が負担軽減される額と同額）。

また、保護者の所得に応じて一定額加算（1.5倍または2倍）されます。

- ・ 年収250万円未満程度の世帯の生徒は、月額9,900円（年額118,800円）加算
- ・ 年収250万円～350万円未満程度の世帯の生徒は、月額4,950円（年額59,400円）加算

なお、上記の所得に関する基準は目安であり、実際には世帯構成を考慮したものとなっています。詳細については表面記載の文部科学省ホームページをご覧ください。

Q5. 対象となる学校に在学している場合、誰でも支給を受けることができますか？

高等学校等を既に卒業したことがある生徒や、修業年限を超えて在学している生徒は支給の対象となりません。

Q6. 必要な手続きはありますか？

申請書の提出（学校において配布されます）が必要です。また、所得に応じた加算を希望する場合、保護者の所得を確認できる書類の提出が必要です。